

○ 都立立川短大 伊藤 セツ

日本福祉大女子短大部（非） 居城 舜子

目的：1985年、国連婦人の10年最終年世界会議において採択された「婦人の地位向上のための将来戦略」は、その295項で、「法律文書や家計調査において<世帯主>というような用語を廃止し、婦人の役割を適切に反映するに足る包括的な用語を導入する必要がある」と勧告した。我国では「世帯主」という用語は「主たる生計維持者」とともに、扶養家族認定を雇主に要求する女子雇用者の側から問題にされて来たが、家庭経済学視点からみて、この用語を用いた場合何が問題なのか、また採用さるべき「包括的な用語」とは何かを明らかにする。

方法：総務庁「家計調査」、「全国消費実態調査」、U.S.A.のCESの収入主体の分類を用い、実証的・文献的に検討する。

結果：現行「家計調査」では、勤労者世帯の収入の主体は、「世帯主」とその「妻」および「他の世帯員」である。しかし、「世帯主」の定義は「この世帯の家計費の主たる収入を得ている人」であるから、世帯主の対語は性に関わりなくその「配偶者」であるはずである。にもかかわらず、それに代わって「妻」を置くということから、調査結果の数値にさまざまな問題が含まれることが明らかになった。一方、U.S.A.では、1970年代から“Head of Household”という用語が問題にされ、U.S.A.の1982-3年のCESでは、“Reference Person”と“Others related to the Reference Person”が採用された。しかし、この分類にも問題は残され、私達の視点からは、共に家庭責任を負う男女の家族関係と性別を同時に現わす別の分類指標が必要と思われる。